

令和2年度 第1回宮城県教科用図書選定審議会議事録要旨

令和2年4月24日（金）10:00～12:00

宮城県行政庁舎 9階 第一会議室

進行

教育長挨拶
(代 教育監)

開 会

○ このたびは、令和2年度宮城県教科用図書選定審議会の委員をお引き受けいただきましたことに、厚くお礼申し上げます。

本審議会は県教育委員会が設置する教科書採択に係る諮問機関であり、市町村教育委員会が行う採択事務について、県教育委員会が指導、助言、援助を行うに当たり、御意見を伺うための審議会である。

委員の皆様におかれましては、教科用図書の採択基準等について御審議をいただくこととなる。

今後、各教科用図書についてさらに綿密な調査研究を行い、採択の参考となる選定資料を作成することとなるが、そのための専門委員については、皆様とは別途に委嘱している。

今回、委員の皆様にご審議いただく採択基準、選定資料等は、各採択地区協議会において独自に調査・研究をし、教科書の採択を行う上での拠り所となるものであり、大変重要な意味を持つものと考えている。

県教育委員会としては、当審議会の意見を踏まえ、採択基準、選定資料等の必要な資料を作成し、市町村教育委員会等に対して、指導、助言、援助を行っていく。

委員の皆様には、限られた時間の中での御審議となる。ぜひ、忌憚のない御意見、御指導を賜るようお願い申し上げます、挨拶とする。

進行
事務局

○ 審議に入る前に「会議の公開」についてお諮りする。事務局から説明する。

○ それでは、審議会の公開について説明する。

資料1ページに掲載のとおり、「情報公開条例」第19条の規定により、“審議会は原則公開”と定められている。

ただし、「非公開情報が含まれる事項について審議等を行う会議を開催する場合」や、「会議を公開することにより、会議の公正かつ円滑な運営に支障が生ずると認められる場合」には、「会議構成員の3分の2以上の多数で決定したときは、非公開の会議を開くことができる」とされている。

このことから、本日の第1回の審議会において、審議会そのものを公開とするか、非公開とするかを決定することになる。

ただ今申し上げた規定を前提に考えると、本日の会議の内容は中学校教科書の採択基準、特別支援学校及び特別支援学級の学校教育法附則第9条に基づく教科用図書の採択基準を御審議いただくものであることから、特に非公開情報には該当せず、公開が適当であると考えている。

ただし、審議会委員の名前については、公開されると外部からの働き掛けが行われることが想定されるなど、教科用図書の採択基準について、公正、円滑な審議が阻害され、公正又は円滑な執行に支障が生ずると認められることから、情報公開条例第8条第1項第7号に該当し、公開しないこととすることが適当であると考えている。

また、第2回審議会については、審議内容の中で、出版社ごとの教科用図書の特徴等について具体的な審議が行われることから、採択の公正を確保す

る意味で、審議については非公開が適当と考えている。

まとめると、「『第1回審議会は、委員の所属、氏名、顔写真や撮影など委員個人を特定できる情報を除き公開』『第2回審議会は議事については非公開』が適当である」と考えている。

なお、審議終了後の会議資料及び議事録については、説明申し上げたような支障がなくなると想定される採択終了後、発言者の氏名を含め、直ちに公開することが適当であると考えている。

以上、御審議いただきたい。

進行

- ただ今説明のあった「公開の件」についてお諮りする。提案どおりでよろしいか。

(数名の委員から事務局案に賛成の意見)

<委員賛同>

進行

- 賛同いただいたので、「第1回審議会は委員の所属、氏名、顔写真や撮影など委員個人を特定できる情報を除き公開」「第2回審議会は議事については非公開」とする。

会議の公開についての審議を終わる。

進行

- それでは、委員長及び副委員長に、当審議会において御審議いただく事項について諮問する。

なお、諮問書を教育監から委員長に渡した後、諮問書と諮問理由を松本教育監が申し上げる。

教育監

- 諮問

令和3年度使用教科用図書の採択について（諮問）

このことについて、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第11条第1項及び第13条第2項の規定により、下記の事項について貴会の意見を求めます。

1 中学校用教科書採択において、令和3年度から使用する各教科の教科書の採択基準及び選定資料並びにその他指導助言等に関する事項

2 特別支援学校及び特別支援学級における教科用図書採択において、令和3年度に使用する教科用図書（学校教育法（昭和22年法律第26号）附則第9条の規定に基づく教科用図書）の採択基準及び選定資料並びにその他指導助言等に関する事項

である。よろしく願います。

教育監

- 続けて理由を述べる。

義務教育諸学校で使用される教科書の採択は4年ごとに行われ、昨年度、中学校の「特別の教科 道徳」をのぞく各教科の採択が終了している。しかし、今年度については、令和3年度から実施される中学校学習指導要領に伴い中学校並びに義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程における教科書を新たに採択することとされている。市町村教育委員会等へ適切な指導、助言等に資するために、全教科において教科書の採択基準及び選定に必要な資料を作成する必要がある。

特別支援学校及び特別支援学級の学校教育法附則第9条に基づく教科用図書、いわゆる絵本や図鑑等の一般図書は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条において、4年に一度採択するという規定から除かれており、毎年度採択基準が審議されている。本年度においても

令和3年度に使用する教科用図書の採択基準及び選定に必要な資料を作成するものである。

このような状況を踏まえ、公正で適正な教科書採択に万全を期すために、教科用図書の採択基準及び選定資料並びにその他指導助言等に関する事項について、様々な観点から総合的に御検討いただくことを諮問する。

御審議いただく事項については、ただ今諮問したとおりである。

事務局

以後、審議に入るが、審議会規定により、審議の議長は委員長に務めていただく。よろしく願います。なお教育監は他の公務のため退席させていただきます。

審議事項1 「諮問事項」について

委員長

○ それでは、「審議の(1)の諮問事項1」についての審議に移る。諮問事項1の前に、事務局から説明があれば願います。

事務局

○ 諮問事項1の説明の前に、教科用図書採択制度、教科書の採択に係る基本方針について説明する。

資料2ページを御覧いただきたい。図1にあるように小学校用教科書と中学校用教科書については、4年おきの採択となっている。一方、図にはないが、特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書は、毎年度採択することとしている。さらに、表1にあるように、今年度、令和2年度は中学校における各教科で使用する教科書の採択年度になっている。

なお、中学校の教科書は、来年度からの新学習指導要領の全面実施に伴う採択となる。

資料3ページを御覧いただきたい。これは、市町村立の学校で使用する教科用図書の採択の流れを表したものである。教科用図書採択とは、学校で使用する教科用図書を決定することである。市町村立の学校で使用する教科用図書の採択権限は、その学校を設置する市町村教育委員会にあるが、法律により(教科用図書無償措置法)、採択に当たっては、市単独で採択したり、近隣の市町村を合わせて共同採択地区を設定し、地区内の市町村教育委員会が共同して採択したりすることになっている。宮城県の採択地区は、4ページにあるように、6つの地区に分かれている。一昨年度までは、8つの地区に分かれていたが、大崎地区と栗原地区が統合して北部採択地区に、石巻地区と登米地区が統合して東部採択地区となっている。

続いて5ページと6ページを御覧いただきたい。5ページは県立中学校の採択の流れ、6ページは県立特別支援学校小・中学部の採択の流れを表したものである。県立中学校及び県立特別支援学校における教科用図書の採択については、県教育委員会が行うことになっている。

次に、資料の7ページを御覧いただきたい。教科用図書選定審議会の役割と設置について説明する。

教科用図書選定審議会の任務については、御覧のとおり法律に定められており、第10条にあるように「県教育委員会は、市町村教育委員会等、その採択に関する事務について適切な指導、助言又は援助を行う義務」を有することが定められている。また、設置についても第11条に「県教育委員会はあらかじめ教科用図書選定審議会の意見をきかなければならない」とされており、本日の審議会の設置根拠と諮問機関としての役割が示されている。法律に基づき、県教育委員会では、9ページの教科用図書選定審議会条例を定

めるとともに、10ページにあるように、審議会規程を定めているところである。

続いて、13ページを御覧いただきたい。本年度の教科用図書採択事務日程について、説明する。本日は、第1回の審議会となり、県教育委員会からの「教科用図書の採択基準及び選定資料等について」の諮問を受け、審議していただく。

次に、本日の審議内容を踏まえ、5月1日から5月8日までの間の3日間、教科用図書選定審議会専門委員による専門事項の調査により、選定資料を作成する。選定資料については、通常のものに加え、今回も、中学校の社会科で使用する教科書について、各教科書の特徴等を一層明確にし、教科用図書採択地区等において、記載内容を容易に比較対照できるよう、選定資料の「補助資料」を作成する予定である。選定資料づくりに当たる専門委員は、教科指導又は専門的知識を有する教員等で構成されている。

5月25日、第2回審議会では、提出された「選定資料等」を基に、更に審議していただき、最終的に、6月1日に委員長より、県教育委員会へ答申をしていただきたいと考えている。その後、県教育委員会として、審議会の答申を基に教科用図書の採択基準や、選定資料を市町村教育委員会及び採択地区協議会へ通知するとともに、採択事務の周知徹底を図る。

各採択地区協議会においては、6月中旬から7月にかけて、採択地区協議会を開き、独自に調査研究を行い、8月中には、教科用図書の採択を決定することになる。また、出品された教科用図書を一般に公開するとともに、採択関係者による調査研究のために、6月12日から14日間、県内14か所で教科書展示会を行う。

なお、県立特別支援学校及び県立中学校については別日程になっている。県立特別支援学校及び県立中学校については、6月から7月にかけて特別支援学校では学校ごとに、県立中学校では教科用図書選定調査委員会が調査研究を行い、特別支援学校は採択検討会議を、県立中学校では教科書採択に係る審査委員会を経て教育委員会へ報告され、県教育委員会が採択を決定することになる。

続いて、教科書の採択に係る基本方針について説明する。別紙の「教科書の採択に係る基本方針」を御覧いただきたい。これは、宮城県の教科書採択の拠り所となるものである。平成27年度に、教科書採択の重要性に鑑み、第1回教科用図書選定審議会において策定されたものを、第2期宮城県教育振興基本計画が定まったことを踏まえ、平成29年度に一部修正し県教育委員会としての教科書採択の方針を明確に示したものである。この「教科書の採択に係る基本方針」は、校種にかかわらず県内の公立学校で使用する教科書の採択について、基本的な方針5点を示したものである。

1点目は、教育基本法や学校教育法、学習指導要領といった国が定めた目的や理念を受けたものである。

2点目は、本県の教育振興基本計画や各採択地区、県立学校の実情を踏まえた採択を意図したものである。

3点目から5点目は、法令等に示された教科書採択の配慮事項を受けたもので、公正かつ適正な採択、開かれた採択、採択権者の責任等を示したものである。

この方針に則り、諮問書の中で申し上げた事項を諮問したいと考えている。

教科用図書採択制度，教科書の採択に係る基本方針についての説明は以上である。

委員長

- 採択の流れ，基本方針についてここまでよろしいか。
では，諮問事項1について事務局から願います。

諮問事項1

事務局

令和3年度使用，中学校教科用図書の採択基準について御審議いただく。教科書の採択基準とは，選定資料を作成するための観点を示すもので，採択基準に基づいて専門委員が教科用図書の専門事項の調査にあたる。

採択基準案をお配りする。

*令和3年度使用教科用図書（中学校）採択基準（案）を配布

ただ今，令和3年度中学校使用教科用図書の「各教科」と，「特別の教科 道徳」の採択基準案をお配りした。「特別の教科 道徳」という特性を踏まえ，その他の教科とは分けて採択基準案を示させていただきました。

最初に，各教科の採択基準案を御覧いただきたい。採択基準は，「内容に関すること」「組織と配列に関すること」「学習と指導に関すること」「表現と体裁等に関すること」の大きく4つの項目から構成されている。

先ほど説明したとおり，今年度は新学習指導要領の全面実施に伴う中学校教科書の採択年度となっている。そこで，昨年，令和元年度に開催された審議会で審議され，答申をいただいた令和2年度使用教科用図書（中学校）採択基準を改め，お配りした令和3年度用の採択基準案を作成した。

改めたところについて御説明する。

「3 学習と指導に関すること」の（2）については，改める前は，「生徒の経験や興味を大切にし，学習の動機付けや自主的な学習を促すよう配慮されているか」という記述であったが，御覧のとおり，「生徒の経験や興味・関心を大切にし，主体的・対話的で深い学びを実践するための工夫がなされているか」とした。

新学習指導要領では，学習指導要領に示された内容を「どのように学ぶか」という学びの質が求められている。また，授業改善の視点として，「主体的・対話的で深い学び」が示されている。これらを踏まえ，生徒が興味・関心を持って進んで学び，互いの見方や考え方を交流し，これまで身に付けた知識や技能を活用しながら考えを深めるなど，学習指導要領が求める学びが展開できるような工夫がなされているか，という観点にした。

また，同じく「3 学習と指導に関すること」の（5）の後半部分に「並びにウェブページのアドレス等（掲載のある場合）」を新たに加えた。加える前は「学習の手引き，挿絵，図表，写真等は適切に配置されているか。」という記述で教科書の資料について示したものであったが，ICT機器等の活用を想定した教科書の資料が増加していることを踏まえ，加えたものである。

続いて，「特別の教科 道徳」の採択基準案を御覧いただきたい。

この採択基準案についても各教科と同様に「3 学習と指導に関すること」の（5）を改めている。各教科との大きな違いは，「3 学習と指導に関すること」の（1）である。今回の学習指導要領の改訂で示された道徳科の目標で求められる学習について示し，「（1）道徳的諸価値についての理解を基に，自己を見つめ，物事を多面的・多角的に考え，自己の生き方について考えを深める学習が

進められるよう配慮がなされているか」としている。

一昨年度の審議会で「道徳的諸価値についての理解」という点について取り上げられたが、道徳的諸価値についての理解とは、道徳的価値の意義や大切さを理解するとともに、道徳的価値が人間らしさを表すものであることに気付き、価値理解と同時に、人間理解や他者理解を深めていくようにすることである、と共通理解を図っている。

以上、令和3年度中学校使用教科用図書「各教科」と、「特別の教科 道徳」の採択基準案について説明した。

御審議のほど、よろしく願います。

- | | |
|----------------------|--|
| 委員長 | ○ ただいまの事務局の説明について、これより諮問事項1について審議に入る。意見を伺っていく。項目ごとにまとめて進めていく。
「1 内容に関する事」について、何か意見があればお願いしたい。 |
| 板橋委員 | ○ 「中学校 各教科」についても「特別の教科 道徳」についても、昨年度までのものを踏まえたものなので異論はない。 |
| 清水委員
委員長 | ○ 事務局から出された案で異論はない。適切である。
○ 次に「2 組織と配列に関する事」について、何か意見があればお願いしたい。 |
| 山田委員
佐藤全委員
委員長 | ○ 特にここに書かれていることに異論はない。
○ 事務局から示された案に異論はない。
○ 次に「3 学習と指導に関する事」について、何か意見があればお願いしたい。 |
| 中里委員 | ○ 新学習指導要領の中心的な価値として「主体的・対話的で深い学び」が示されているところである。その観点に合った内容である。 |
| 片岡委員 | ○ 新学習指導要領改定に沿った内容で、新たに付け加えられたウェブページのところについても適切なことである。異論はない。 |
| 金田委員
委員長 | ○ 新学習指導要領改定に対応して、しっかりと重要な点を入れており、時機に合っている。
○ 次に「4 表現と体裁に関する事」について、何か意見があればお願いしたい。 |
| 板橋委員 | ○ 各教科書会社で考慮されて作成されていることが盛り込まれていると思うので、この内容で適切だと思う。 |
| 秋葉委員 | ○ (1) から (5) まで、分かりやすくこのままでよいと思う。逆に4の(1) から (5) までの文言がシンプルなので、後で上の方(1から4)に戻ったときに、例えば「配慮されているか」と「配慮がなされているか」が混在している。4の(1) から (5) がシンプルがゆえに、逆に上の方が気になる。もし検討できたらお願いしたい。 |
| 委員長 | ○ 内容に加えて基準になるものなので、文言、文意が簡潔で誤解のないように伝わるのが大事である。他の文章表現について御意見を聞いて、よりよい文章に練り上げていきたい。 |
| 委員長 | ひととおり進めてきたが、改めて全体見通して、意味内容や表現含め、全体としての文言の統一性、そして基準が伝わるかが大事なので、もう一度、全体を通して、気になる点、更に修正を加えた方がよいという点について何か意見があればお願いしたい。 |
| 伊藤委員 | ○ 提示された案について問題はないと考えている。ただ一つ、「ウェブページ |

- のアドレス」という新しい用語が出てきた。どの程度進化しているのか聞きたい。
- 事務局 ○ これから調査委員会，専門委員会において，各教科書会社，各教科の教科書を調べていく。その上でどの程度のこと事が挙げられているのか，またそのことを基に選定資料をつくっていきたいと思っている。
- 佐藤正委員 ○ 基本的には大丈夫だと思うが，文末の表現はくどくて読み切れないというところが多少ある。シンプルにするとよいと思う。
- 委員長 ○ 今般の学習指導要領は「社会に開かれた教育課程」ということで，広く社会の方から意見を聞きたいと思う。
- 千葉委員 ○ 内容については事務局の案でよいと思う。中学校「特別の教科 道徳」の4の(2)のところに「児童」となっている。ここは「生徒」に訂正してほしい。
- 委員長 ○ 教育関係者は，文書は慎重に作っているが，大量の文書があると見落としがあった。とても重要な指摘だ。「児童」は小学校，中等教育では「生徒」というように，法律用語なので「生徒」に改める。
- 阿部委員 ○ 内容についてはよいと思う。先ほど指摘があったように，言葉が同じような文面できちんと整理されていると見る側にとっては見やすいので，「配置されている」というようなところを揃えた方がよいと思った。
- 委員長 ○ 中学校「各教科」と中学校「特別の教科 道徳」と併せて意見を聞いてきたが，中学校「特別の教科 道徳」について更に意見はないか。意見がないようなので，最後に副委員長から意見を聞きたい。
- 副委員長 ○ 昨年この審議会に参加したが，昨年いろいろ出された意見が今回に反映されているので問題はない。
- 委員長 ○ 中学校の「各教科」，中学校「特別の教科 道徳」については，ここまでとする。
- 委員長 ○ では，諮問事項2について資料を配付する。
*資料配付
諮問事項2について，事務局から願います。
- 諮問事項2**
- 事務局 御審議いただく「県立特別支援学校の小・中学部及び，小・中学校の特別支援学級において，令和3年度に使用する学校教育法附則第9条の規定による教科用図書採択基準」について御説明申し上げます。
- ここでいう，学校教育法附則第9条の規定による教科用図書とは，学校教育法附則「教科用図書使用の特例」第9条で規定されている教科用図書のことである。第9条に述べられている「第34条第1項に規定する教科用図書以外の教科用図書」とは，例えば，このような(2～3冊実際に提示)絵本や図鑑などである。これらの本は，街の書店で通常売られている本であり，一般図書と呼ばれている。なお，小・中学校の教科用図書は，通常4年に一度の採択だが，附則第9条に規定する教科用図書，いわゆる絵本や図鑑などの一般図書は，4年に一度採択するという規定から除かれており，毎年度，採択基準が審議されている。この採択基準に基づいて専門委員が専門事項についての調査に当たり，選定資料を作成する。
- 採択基準案については，教科用図書の選定に当たり考慮すべき事項4項目「1 内容に関すること」「2 組織と配列に関すること」「3 学習と指導に関する

ること」「4 表記と体裁等に関すること」を示している。

昨年度の審議で、学習指導要領の改定に合わせて、小・中学校と表記の点で揃えることができる部分については揃えるようにという御意見をいただき、「3 学習と指導に関すること」の(3)について特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の内容を参考に修正して提案させていただいた。

なお、「3 学習と指導に関すること」の(5)については、小・中学校の採択基準には「ウェブページのアドレス等(掲載がある場合)」があるが、いわゆる絵本や図鑑などの一般図書には、ウェブページのアドレス等の記載がほとんどないため、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書採択基準には記載しなかった。御審議をよろしくお願ひしたい。

- 委員長 ○ 今事務局からあった説明があったところであるが、今回も同様に項目ごとに審議していきたいと考える。
まず項目1の「内容に関すること」について意見をいただきたい。7番委員、いかがか。
- 手塚委員 ○ 先ほど事務局から話があったように、内容に関することについてはよろしいかと思う。
- 委員長 ○ 13番委員いかがか。
柳沼委員 ○ 私もこの内容でよろしいかと思う。
委員長 ○ 次に項目2「組織と配列に関すること」に移る。これに関しても意見等いただきたい。
11番委員、いかがか。
- 樋口委員 ○ 事務局から提案されているもので適切であると認識している。
委員長 ○ では、項目3「学習と指導に関すること」に移る。
3番委員、いかがか。
- 三浦委員 ○ 3の(3)について、先ほど事務局から説明があったように、新しい学習指導要領に沿って、特別支援学校・特別支援学級でも主体的で対話的で深い学びを促すように配慮されているか、ということを加えた点で適切であると思っている。ただ、細かいことだが少し気になったのは、「児童生徒の興味や関心を喚起」という文言である。先ほどの中学校の各教科・道徳の採択基準の表現と違っているので、そこは何か意図があるのかと感じた。
- 委員長 ○ この件について、事務局から説明はいかがか。
事務局 ○ 特別支援学校・特別支援学級は小学校1年生から中学校3年生まで幅広くなっているため、実態に応じて表現を変えさせていただいたところだが再度検討したい。
- 委員長 ○ 7番委員、いかがか。
手塚委員 ○ 3の「学習と指導に関すること」については、先ほど3番委員からも意見があったように、新しい学習指導要領に対応して特別支援でもこのような形にするのが望ましいと考える。(5)のウェブページの掲載について記載しないことに関しては、児童生徒の実態に応じて指導していく部分だと思うので、特に記載がなくてもよろしいかと思う。気になったのは、(4)である。「他の教育活動との関連に配慮されているか」というところだが、少し抽象的だと感じる。このことについてもう少し説明がほしい。
- 委員長 ○ 事務局、いかがか。
事務局 ○ この「他の教育活動」というのは、例えば教科書を用いない「特別活動」

- や「総合的な学習の時間」などもあるので、障害等の状態を配慮しながら、それらの教科との関連を図れるように配慮されているかということになる。
- 庭野委員 ○ 2点あるのだが、1点目は3番委員が指摘したところと同じだが、児童生徒の興味・関心を中学校の方では「大切に」と記載されている。特別支援の方にも「大切に」の方がより適切ではないかと思う。特別支援の児童生徒を指導する際に、こちらの用意したものに興味を合わせるよりも、児童生徒がもともと持っている興味・関心に合わせる方が、より学習に意欲的に参加する場面の方が多いかと思う。であるから「大切に」というところは重要なのではないかと考える。特別支援の方だけ表現を変える必要はないかと思う。
- もう1点はウェブページのことだが、7番委員の発言で、このままでよいという現場の立場での意見もあったが、昨今の絵本はQRコードなどが付いている本もある。特に図鑑などの中にはウェブページで詳しい情報が見られる本、あるいは動物の図鑑などで動物の声が聞こえるものが付いている本がある。さらに、特別支援学校でもICTが進んでおり、知的障害のある児童生徒であってもタブレットを活用している。そのような場合に、児童生徒がそのページにあるQRコードにアクセスしやすいような配置、あるいは大きさになっているのかということもポイントになってくるのではないかと。ウェブページの掲載については、(掲載が)ないのであれば構わないが、(掲載が)ある本もあるかもしれないことを考えると、あえて外す必要はないかと思う。昨今のICT環境を考えてもあった方がよろしいのではないかと。
- 委員長 ○ 17番委員の意見のように、(特別支援は)一般図書も含まれるので、最近の絵本は子供たちの読書離れに対応してDVDを付けるなど、かなり工夫が見られる。単に活字だけでなくICTの映像なども入っているので、この点も事務局の方でもう一度考慮していただきたい。
- 片岡委員 ○ 3の(3)の「興味や関心」についてだが、「大切に」するという言葉だけにしてしまうのではなく、「大切にすると共に喚起し」の表現の方がいいのではないかと。障害のある児童生徒が持っている興味・関心については、表面で分かるものだけでなく、周りの方が分かりにくい内面に含まれたものもあり、興味・関心を更に深めさせるような働き掛けが障害のある児童生徒にとっては大事なのではないかと。「大切にしながら喚起」という表現になった方がよろしいと思う。それから(5)のウェブページについてだが、あえてこれを加えないということは残念だと思った。昨今、重度重複の(障害のある)児童生徒であってもICTを活用しながら大学まで進学したというケースもある。ICTを活用するという動きを、障害のある児童生徒には、更に積極的にやっていたらと思う。ここに入れることは意味があることだと思う。
- 委員長 ○ 「大切にする」「喚起する」という文言両方大事なのではないかという意見が出たので、事務局で検討いただきたい。
- 委員長 ○ 4「表現と体裁等に関すること」について入る。
3番委員、いかがか。
- 三浦委員 ○ 適切であると考えます。
- 委員長 ○ 7番委員、いかがか。
- 手塚委員 ○ 事務局の提案どおりでよろしい。
- 委員長 ○ 19番委員、いかがか。
- 高城委員 ○ 提示いただいているものでよいと思う。
- 委員長 ○ 最後に全体として、意見があればお願いしたい。

- 遠藤委員 ○ 4の(3)だが、「字形」は適切かと書かれてあるが、先ほどの中学校の各教科・道徳では、「字体」が適切かとなっている。敢えて特別支援の方で「字形」となっている理由を教えてほしい。それから4の(5)のところだが、「安全や環境への配慮があるか」という表現だが、非常によい表現だなと思う。「安全や環境への配慮があるか」ということに関しては、中学校の方にも入っていてもよいと思った。
- 委員長 ○ 今はユニバーサルデザインということも言われているので、安心・安全に関しては、特別支援にかかわらず、御検討いただきたい。
「字形」と「字体」については、事務局いかがか。
- 事務局 ○ これまでの経緯もあり、「字形」と入れさせていただいた。なお、この点については、過去に検討されたことがあるかどうかを再度確認し、特になければ小中学校に合わせたい。
- 庭野委員 ○ 「字体」となるとゴシック体や明朝体などのフォントの違いになってくる。一般図書ではデザインによって、文字を崩していくような場合がある。そうなるデザイン上は綺麗だが、読みにくい場合が出てくる。それで「字形」にしたのだと思う。
- 委員長 ○ 検定本の場合には、教科書体に決まっているが、特別支援の場合は一般図書も含んでいる。デザイン性重視ということで、場合によっては障害のある児童生徒にとって、かえって情報として不適切ということもある。そのため副委員長の発言のとおり、「字形」ということになっているのではないかと思われる。検討頂きたい。
- 千葉委員 ○ 保護者なので詳しい内容等は分からないのだが、特別支援学校の3の(2)についてだが、「基礎的能力を養ったり、発展的な学習に取り組んだり」という言い回しが、他の文章と少し違う感じを受けた。「基礎的能力を養い、発展的な学習に取り組む」という言い回しの方がよいのではないか。
4の「表現と体裁等に関すること」も中学校の場合と(1)と(2)の順番が逆になっている。重要度の順番になっているのか。
- 委員長 ○ 事務局、いかがか。
- 事務局 ○ 表現については検討させていただきたい。4の順序性については、確認をさせていただきたい。
- 委員長 ○ これで審議の(2)を終わる。なお、審議会規定の第4条で「専門委員は委員長の命により専門事項の調査に従事する」となっているので、本日の内容を十分に事務局から伝えるようお願いしたい。
- 審議事項(2)その他 「第2回選定審議会の日程」について**
- 委員長 ○ 審議事項(2)「第2回選定審議会の日程」について事務局から説明願いたい。
- 事務局 ○ 「第2回選定審議会の日程」についてお諮りいただきたい。事務局としては、先ほど申し上げた採択事務日程との関係で、次の会については、5月25日(月)午後1時30分から午後3時30分まで、庁舎11階第2会議室で、開催させていただきたいと考えているがいかがか。
なお、当日は、審議会中に御覧いただく時間も設定するが、委員の皆様、出版社ごとの教科書の特徴等を踏まえた上で、選定資料等を御審議いただきたいことから、事前に中学校用と特別支援学校・特別支援学級で使用する教

科用図書の見本を手にとって御覧いただく時間を設ける。

事前に御覧いただく場所や時間の御案内については、後日、郵送にてお知らせするのでよろしくお願ひしたい。

委員長

- 特に異議がなければ、次回は5月25日（月）午後1時30分からであるが、その前に教科用図書の見本を見る場所等について連絡が来るということである。
- 以上で審議を終わる。議事を事務局にお返しする。

進行

義務教育課長

- 宮城県教育庁義務教育課長 千葉 睦子 が御礼の挨拶を申し上げる。
- 本日は、忙しい中、コロナウイルス感染症拡大防止の関係で会場の不便がある中、令和2年度使用教科用図書の採択に係る審議事項について、丁寧に御審議いただき感謝申し上げます。今、子供たちがともに学べない中で教科書を眺めながら、学校再開を心待ちにしていることを考えると、ここから先の見通しを持ってない中、それぞれの立場で対応し心を痛めておられることに対し、ありがたいと同時に申し訳なく思うところである。ここで皆が心一つにして、子供たちのよりよい成長のために、一つ一つの課題を解決していきたいものであると考える。

本日は、大変丁寧な審議をしていただいた。これからの作業につなげて参りたい。また、本日いただいた御意見等を専門委員にもしっかりと伝え調査研究を進めて参りたい。

また、開会の挨拶でも教育次長が申し上げたとおり、教科書は学習の主たる教材であり、子供たちの学びに大きな役割を果たすものとする。児童生徒一人一人の学びの充実のために、どのような教科書を使わせるかということは大変重要な意味を持つ。

次回の審議会では、教科書を閲覧していただき御審議いただくが、次回も本日同様、皆様のそれぞれの専門的見地から御意見を賜うようお願い申し上げます、閉会の挨拶とする。

進行

閉 会